

## 一般事業主行動計画

この計画は、国が定める「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目的として策定したものととなります。

- (1) 計画期間 2022年8月1日から2027年7月31日まで
- (2) 内容 「目標1」：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用を通じた雇い入れの実施。

### <対 策>

- 2022年8月～ 若年者のトライアル雇用（ハローワークのから紹介された労働者を短期間、試験的に雇用する）を実施していく